

二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例（平成24年二本松市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定の告示)

第2条 条例第7条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点区域の指定の開始年月日
- (2) 重点区域の範囲

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第3条 条例第10条第1項の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置された自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外の者が利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置された自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がポイ捨てをすることおそれがないと認める場所に設置された自動販売機

(回収容器)

第4条 条例第10条第1項の規定により設置する回収容器は、次の各号のいずれにも該当する要件を備えるものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料品の容器等の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 安全性があり、かつ、飲食料品の容器等の投入が容易なものであること。

(勧告)

第5条 条例第12条の規定による勧告は、空き缶等のポイ捨てに係る勧告書（第1号様式）、飼い犬のふんの放置に係る勧告書（第2号様式）、回収容器設置・適正管理勧告書（第3号様式）又は散乱宣伝物等回収勧告書（第4号様式）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第13条の規定による命令は、空き缶等のポイ捨てに係る命令書（第5号様式）、飼い犬のふんの放置に係る命令書（第6号様式）、回収容器設置・適正管理命令書（第7号様式）又は散乱宣伝物等回収命令書（第8号様式）により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第14条第1項の規定による公表は、二本松市公告式条例（平成17年二本松市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することその他市長が適当と認める方法によ

り行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第17条第1項の身分を示す証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

空き缶等のポイ捨てに係る勧告書

様

二本松市長 印

二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第12条の規定により、同条第9条第1項に規定するポイ捨てについて、次のとおり勧告します。

記

- 1 ポイ捨てをし、美観又は生活環境を著しく害している場所
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限
- 4 勧告の理由

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

飼い犬のふんの放置に係る勧告書

様

二本松市長 印

二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第12条の規定により、同条第9条第2項に規定する飼い犬のふんの放置について、次のとおり勧告します。

記

- 1 飼い犬のふんを放置し、美観又は生活環境を著しく害している場所
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限
- 4 勧告の理由

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

回収容器設置・適正管理勧告書

様

二本松市長 印

二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第12条第の規定により、同条例第10条第1項に規定する回収容器の設置・適正管理について、次のとおり勧告します。

記

- 1 販売の場所
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限
- 4 勧告の理由

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

散乱宣伝物等回収勧告書

様

二本松市長 印

二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第12条第の規定により、同条例第10条第2項に規定する宣伝物等の散乱防止について、次のとおり勧告します。

記

- 1 宣伝物等
- 2 散乱していた日時及び場所
- 3 勧告の内容
- 4 勧告の理由
- 5 履行期限

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

空き缶等のポイ捨てに係る命令書

様

二本松市長 印

あなたは、年 月 日付け第 号による空き缶等のポイ捨てに係る勧告に正当な理由なく従わなかったと認めたので、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第13条の規定により、次の措置をとることを命令します。

なお、この命令に従わないときは、あなたの氏名、住所、命令に従わない旨及びその違反の内容を公表する場合があります。

記

- 1 ポイ捨てをし、美観又は生活環境を著しく害している場所
- 2 命令の内容
- 3 履行期限
- 4 命令の理由

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

飼い犬のふんの放置に係る命令書

様

二本松市長 印

あなたは、年 月 日付け第 号による飼い犬のふんの放置に係る勧告に正当な理由なく従わなかったと認めたので、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第13条の規定により、次の措置をとることを命令します。

なお、この命令に従わないときは、あなたの氏名、住所、命令に従わない旨及びその違反の内容を公表する場合があります。

記

- 1 飼い犬のふんを放置し、美観又は生活環境を著しく害している場所
- 2 命令の内容
- 3 履行期限
- 4 命令の理由

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

回収容器設置・適正管理命令書

様

二本松市長 印

あなたは、年 月 日付け 第 号による回収容器の設置（適正管理）の勧告に正当な理由なく従わなかったものと認めたので、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第13条の規定により、次の措置をとることを命令します。

なお、この命令に従わないときは、あなたの氏名、住所、命令に従わない旨及びその違反の内容を公表する場合があります。

記

- 1 販売の場所
- 2 命令の内容
- 3 履行期限
- 4 命令の理由

第8号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

散乱宣伝物等回収命令書

様

二本松市長 印

あなたは、年 月 日付け 第 号による宣伝物等の回収の勧告に正当な理由なく従わなかったものと認めたので、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第13条の規定により、次の措置をとることを命令します。

なお、この命令に従わないときは、あなたの氏名、住所、命令に従わない旨及びその違反の内容を公表する場合があります。

記

- 1 宣伝物
- 2 散乱していた日時及び場所
- 3 命令の内容
- 4 履行期限

第9号様式（第8条関係）

（表）

交付番号 第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第17条第1項に規定する職員であることを証する。	
年 月 日発行	
福島県二本松市長	印

（裏）

〔注 意〕
1 この証明書は、二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例第15条の規定による立入調査及び同条例第16条の規定による指導若しくは助言、勧告、命令又は質問をする場合には常時携帯し、関係者から提示を求められた時は、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を汚損又は紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
4 この証明書は、資格を失ったときは直ちに返還しなければならない。
5 この証明書の有効期間は、発行の日より1箇年とする。

備考 寸法は、縦約5cm、横約9cmとする。